

## 令和元年度 第1回安城市男女共同参画審議会 会議録

日 時：令和元年7月10日（水）10：00～12：00  
場 所：安城市役所 第10会議室  
出席委員：船尾委員、重田委員、久恒委員、平岩委員、松田委員、矢田委員、杉浦委員、  
岩井委員、大澤委員、手島委員、前田委員（11名）  
欠席委員：嶺崎委員（1名）  
事務局：神谷市民生活部長、原田市民協働課長、石川市民協働課長補佐、浅井（記）、  
加藤、太田  
傍聴者：なし

### 1 今回の会議の目的

第4次男女共同参画プランの進捗状況の確認・評価

### 2 議事録

事務局：

皆さん、おはようございます。会議を始めます前に、本日の会議において、地球温暖化対策の一環として、職員につきましては、軽装（ノーネクタイ）で出席しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

では、4月から新しく委員になられた方のご紹介をさせていただきます。町内会長連絡協議会副会長 矢田力三様、さんかく21・安城 副会長 前田末子様です。よろしくお願いします。

また、4月の人事異動で職員が一部異動となっておりますので、ご紹介させていただきます。市民生活部長 神谷浩平です。市民協働課長 原田浩至です。主査 浅井裕美です。よろしくお願いたします。

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、嶺崎委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、ただいまの出席委員は安城市男女共同参画審議会規則第4条第2項に規定します委員の半数以上に達しており、審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

典 礼：

それでは、ただ今から令和元年度第1回安城市男女共同参画審議会を開催いたします。

会議開催にあたり、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章については、机上に印刷したものがございますのでご覧ください。

（市民憲章唱和）

典 礼：

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしました資料1、1-1、1-2、

2、男女共同参画プランの本編と概要版はお手元にございますでしょうか。不足分のある方は挙手をお願いします。

机上にあります「いのち支える安城計画」のパンフレットについてご説明します。これは、健康推進課からのご案内です。健康推進課では、3月に本市の自殺対策における現状と課題を明らかにするとともに、本市の実情に即したいのち支える安城計画を策定し、市民一人ひとりのかけがえのない大切な命を支える取組を推進しています。自殺に至る直接の要因はうつ状態にあるとされていますが、うつに至るまでには複数の要因が存在し連鎖しております。要因の多くは身近な悩みであり、その連鎖を断つためにも早くからのご相談が大切です。パンフレットの内側には、相談窓口の一覧を掲載しております。お近くに悩まれている方がみえましたら、この相談窓口にご繋いでいただければ幸いです。

それでは、会の始めに船尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長あいさつ

### **船尾会長：**

皆さま、本日はお集まりいただきありがとうございます。何しろ1年ぶりになりますので、すごく久しぶりという感じですが、この間いろいろなことがありました。特に今年度に入ってから改元というようなこともありました。男女共同参画的な話題としては、やはり何といたっても東大の入学式の上野千鶴子さんの話ではないかと思えます。賛否両論で、すごい反応があり、いろいろなところで話題になったのですが、上野さんご自身は話題になったことについて、話題になったからよかった、スルーされてしまって何事もなく終わってしまったのではなく、皆のなかで論議がいっぱいできたことはよかった、成功だったと、あのあと、珍しくお出になったテレビ番組でおっしゃっていました。それを聞いていて、女性学がなかった時代に作っていくことをされた、無視されるとか笑われるとかネガティブな反応ばかりを受けてきた方の重みを感じるなど思いました。その中で、男も女も同調圧力に負けてしまって、声を出すということをしなくなってしまう、特に若い人たちはそうになっていっているのだけでも、そうではなくて、社会の公正に対する怒りとか、いろいろな問題点であるとか感じたことを、やはり心の中にしまっておくのではなくて、外に出して行って、一つ一つ面倒くさい人になるんだよと言いながら、そういう声に出すことの大事さを言ってみえました。先日観た映画のアラジンの中でも、ジャスミンが心の声を叫べという歌を歌って、最終的に国王になるのです。女性だから黙ってお城の中だけで、ずっと心の中でだけ話をするというのではなくて、ちゃんと心の声を外に出して、その国にとって一番いい王になれるのは自分という判断をして、国王になるのです。そういうことは、やはり大事であると思えます。私たちがいろいろな社会的な不公正であるとか、ひとつひとつ声を出して訴えるということが大事なことなのだと思います。女性に関しては、それこそ東大に入学するような方たちもそうですし、私たちがそうですが、多かれ少なかれ困難とかいろいろなことがあるわけで、その厳しい環境があるがためかどうかわかりませんが、豊かな表現力になるのではないかとされています。今年161回目の直木賞の候補が全員女性なのです。いろいろなことがあるからこそ表現力が磨かれているのではないかとされているのですが、実際にそういう面もあると思えます。直木賞候補が全員女性というのは、161回目にして初めてだそうで、社会の

流れが動いていると同時に感じたりもします。やはり女性のそういう力もあるのよねと、たぶん心の声だったり、埋もれているのだけでも、実際は表に出るとそれだけの力があるんだと感じた、とのコメントもあります。

あと、話題としては刈谷市で日本女性会議が来年行われます。お隣なので、安城も多少関わったりしているようですが、日本女性会議は全国から集まってきますし、私たちも日本女性会議に何度か参加したことがあるのですが、2千人ほど集まり、ボランティアも2千人くらいいます。そういう大きな規模なので、刈谷としてもたぶん大会そのものを成功させなくてはという努力もされているかと思うのですが、同時に、刈谷市民もそうですし安城市民もそうですが、市民がこういう大きな大会をきっかけにして、そこでいろんな話をして、しかも笑うとか無視するとかではなくて、非難するとかだけではなくて、いろいろな建設的な有意義な話し合いを日常的にできるようになっていくといいなと思っています。そういう話題で盛り上がりながら、上野さんが言ってくれた、当たり前で自分の弱さを認めて支えあって生きていける社会を目指していきたいなと思っていますし、そのためにこの審議会がもっと頑張らないといけないとも思いますので、私たちも頑張りたいと思います。本日、議題が3つありますけども、有意義な話し合いができますように、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

**典 礼：**

ありがとうございました。それでは議題に移らせていただきます。ここからの進行は船尾会長をお願いいたします。

#### **議題（1）第4次男女共同参画プランの概要について**

**会 長：**

それでは、議題に移らせていただきますので、まずは、議題（1）「第4次男女共同参画プランの概要について」ということで、事務局より説明をお願いします。

**事 務 局：**

（議題（1）第4次男女共同参画プランの概要について説明）

**会 長：**

ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問がありましたらお願いします。よろしいですかね。では、次にいきます。

#### **議題（2）第4次男女共同参画プラン（平成30年度）実績報告について**

**会 長：**

続きまして議題（2）「第4次男女共同参画プラン（平成30年度）実績報告について」事務局よりお願いします。

**事 務 局：**

それでは、資料1， 1-1， 1-2について説明していきます。

その前に、資料1-1 1ページ アンフォーレ課 No. 1の取組と14ページ（修正版）子育て支援課 No. 12の取組について、一部、修正させていただきたい個所がありますので、説明いたします。

No. 1のアンフォーレ課の取組の2016年度の実績値ですが、中央図書館からアンフォーレへの移転に伴い変更した新たなシステムで蔵書数を調べますと、2016年度は2,150冊となり、プラン策定時の2,605冊と400冊以上差があることが判明しました。システム変更により差が出てしまった理由については、アンフォーレ課にも確認しましたが、不明とのことです。今後の評価に影響が出てしまうため、実績値を修正させていただきたいと考えています。なお、2023年度の目標値についての変更はありません。

また、No. 12子育て支援課の取組についても、同様に、2018年度の実績値を調べた際に、2016年度の実績値1,585人に、ふれあい交流会事業以外の児童センター利用者の数が含まれていたことが分かりましたので、ふれあい交流事業だけの参加人数840人に修正させていただきたいと考えています。この取組については、実績値から目標値を決定しているため、目標値についても修正を考えています。14ページの2018年度課題等にも記載されていますとおり、3歳児未満の保育園などへの入園増加により、ふれあい交流事業だけでなく、親子広場や子育て講座などの参加者も減少傾向にあり、「乳幼児とのふれあい」を教育の一環として実施している学校もあるため、児童センターのふれあい交流事業への児童・生徒の参加希望も少ない現状となっているとのことです。そのため、目標値については、現状維持ということで、2016年度の実績値と同じ人数で修正させていただきたいと考えています。

委員の皆様のご意見など、よろしくお願いします。

#### 会長：

ただ今の説明に関して、ご質問とかもう1回言って欲しいとか何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、続けてください。

#### 事務局：

（議題（2）第4次男女共同参画プラン（平成30年度）実績報告について説明）

#### 会長：

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がございましたらお願いします。

#### 委員：

よく読ませていただいたのですが、一番事実が分からないのはLGBT。私は町内会とか市民活動でいろいろな団体で活動していますが、LGBTが話題になったことは1度もない。確かにマスコミとかテレビ等では、パートナーと結婚できないとか借入れの保証人になれないとか、不都合だけ並べています。統計によると20人とか25人に1人とか15人に1人とか言われていますが、我々の市民生活にとっては現状はLGBTを意識しないといけないような事態はない

と思うのです。役所の窓口においてもLGBTに該当する方がみえて、ものすごい窓口で差し支えがあるのか、その該当するLGBTの人たちが市民生活をしていくうえで、結婚ができないとかありますけども、全体的に生きていく中で、どのように差し障りがあるのか、全世界で問題になって結婚できるようになったとやっていますが、いまいち、正直言ってぴんどこないです。特に、若い女性ではなく、おばさんと言われる年代の女性に話を聞くと、よく分からないというのが現実なものですから、どういう不都合が市民生活あるいは役所の窓口で発生しておるのか教えていただきたいです。以上です。

**会長：**

LGBTについて、事務局から何かありますか。

**事務局：**

私自身は窓口とかで対応に困ったことは特にはないのですが、おそらくLGBTの方はカミングアウトされていない方、隠されている方が多いのではないかと思います。小さいころから少し違和感を持たれているという話も聞いたことがあるのですが、女の子だけドスカートを履くのが嫌であるとか、ピンクのものや人形を与えられるけど、本当は嫌だったとか、本当は心の中で葛藤があって、苦しんでいる方が多いように思われます。お子さんを育てている世代の方でも、LGBTについて知っていないと、お子様にいろいろ強要してしまうのです。男らしくありなさいとか女らしくありなさいとか、そういうことが子どもにとってはかなりストレスで、悩んでしまう、そういう環境のなかにあると、実際LGBTの方の講演のときに話をうかがいました。市民課の窓口でも以前まで申請書に性別を書く欄がありましたが、書くのを躊躇される市民の方がいらっしゃるといって、なくしたりもしています。潜在的にLGBTの方はいらっしゃるのでしょうけど、表には出てみえる方が少ないので、支障がないようにみえるのですが、おそらく、心のなかにいろいろ思ってみえる方はいらっしゃるのではないかなと思います。そういう方たちがいるのだということ私たちは知識として増やしていき、対応を考えていかないといけなかなと思っています。

**会長：**

ちょっと私の意見を言わせていただくと、現実にLGBT、少数だけど、そういう方がいらっしゃいます。それこそテレビのドラマなどでも取り上げられたりして、かなり視聴率も上がっているという話も出ていますが、実際にいらっしゃるのは事実なわけですし、今、事務局の方が言われたみたいに、少数者であり、言ったことによって不利益を受けることが多く、今の社会のなかではそれを言わないで隠している、けどとても悩んでるといって方がいらっしゃると思います。実際、学校現場でも高校生とか中学生とかになってくると、そういうことはあると思います。その子たちが特別何か自分が悪いことをしているわけではないのに、そのことですごく不利益を受けて悩んだり辛い思いをしてるといっては、やはり社会として何とかしてあげなければならぬのではないかなと思っています。だから、私たちが目指している社会とは、弱者であっても、弱者だけど、ちゃんと正々堂々と生きていける、自分らしく生きていける社会というのが、

女性だけではなく、いろいろ意味での弱者が、そういう風に生きていける社会だと思うので、やはり、考えていくことは必要じゃないかなと私自身は思っていますが、いかがでしょうか。

**委員：**

言われることはよく分かります。私が思うに、そういう領域があるということ、市民なり我々が理解しておれば良いと思うのです。だから、そういう人がいるから助けてあげようとかそうしなくてはいけないとか、そこまで踏み込まなくても、実態を理解しておれば良いのでは。

**会長：**

そういう方がいるということ。

**委員：**

ええ、宗教的には一切認めないとかありますけども、我々としては、役所が全体的に取り上げて、職員にそういうことを実態として認識してもらうことは良いことだと思います。市民のレベルとか。それ以上に、こういう方がいるから皆さん気を付けましょうとそこまでやるのはちょっと過剰ではないかと私は思っております。

**会長：**

どうこうしましょうという話までは、今はないと思っています。そういう方がいらして、それに関して無条件で話をしてしまう、反発してしまうのではなく、それ以上にそうしなさいと言ってるわけではないし、そういう方がいらっしゃることを認めましょうということが、今のLGBTに対する私たちの姿勢ではないかと思えます。

**委員：**

小学生、特に低学年、男女の性差ってほとんどないです。女の子の方が元気でわんぱく坊主なこともあります。小学校の子に男女仲良くはいいのですが、男の子はこうで女の子はこうではなくて、性差は関係なしに、小学校の頃から男女の性差とかLGBTについて教育することは必要なのだろうかと思います。我々の世代は、小学校6年生の海浜学習のときに、女性だけ別室で集まれということがあったくらいですが、小学校は男も女も関係ないわんぱくで元気なら元気が一番というふうでいいのではないかと、私の世代は思うのです。

**会長：**

もちろん、それぞれの子どもが元気でのびのびと育ててくれれば良いなとは思いますが。質問にもあった、学校教育における低学年での実際例についての質問に関係するのですが、配布したお手元にあるイラスト、実はこれはドイツの教科書です。日本でも生活科とか社会科とかありますが、事実についての教育、事実教育という教科があります。社会的な事実も理科的な事実も保健に近いようなものも含めた、私自身というところの事実、いろいろな事実について扱っているという教科です。そのなかで、これこそ男女共同参画に関する資料です。ちょっと白黒で見にく

くなってしまうて分かりにくいのですが、右ページと左ページと違いが分かりますか。男女が全て反対になってます。右は全部女、左は全部男ではなくて、入り混じっています。「女の子って何してる？男の子って何してる？」そういう題なのですが、ドイツでは、1年生のときからこういうものを教科書に入れてあります。ドイツの教科書は、国で決められたものがあるわけではなく、いろいろあるのですが、いろいろあるなかでもこれが一番1年生の子にとっても抵抗なく素直に受け入れられるのかなと思っています。私は気に入っているのですが、実は昔、生活科の非常勤講師をしていました。生活科で扱うものは、それこそ理科的なものと社会科的なものとして私自身というそういうものを扱うのですが、この事実教育と重なる部分が多くて、けっこう事実教育というのも勉強しました。そのいろんなエッセンスなどを生活科で紹介するというをしている中で、これを見つけました。昔いろいろ使っていたので、穴が開いていたりしていますけど、この資料を皆さんに見ていただきたいと思いお配りしました。それで、こういう形でやっていると、男の子でも女の子でも何をしてもいいんだよと、基本的に、理屈ではなくて感覚で受け止めてもらえるかなと思いますし、男の子だからこれをしなければいけない、女の子だからこれをしなければいけないというのではなくて、人間として何をしてもいいんだよと、性差に関して何か特別にするのではなく、ゆるい感覚というのか、そういうものが身につくのかなと思っています。真ん中にシルクハットを被った黒い人がいるのですが、この人はドイツの煙突掃除屋さんです。新しい家は分かりませんが、たいてい家には煙突があって、煙突を掃除する人がいます。ドイツではすごい人みたいで、しかも人気者でもあるようです。そういう存在らしくて、だから、女の人であったり、男の人であったり、どっちでもいいんだよというのが、そこにも出てきています。シルクハットを被り、煙突掃除をするのでこういう真っ黒な服装なのだけれども、そういう象徴としてここにも出てきている、そういう状態です。私たちが見るときに、つい、髪の毛が長いから女の子で、短いから男の子と思って、この絵を見てしまうのも、実はどうかなというものはないのですが、うちは息子が髪を長くしていたので、よく幼稚園の頃、女の子と間違われたりしたこともあり、髪の長さで男女が分かってしまう私たちの観念もどうかなと思うのですが、一応、何をしてもいいんだよと、そういうメッセージが伝えられるかなと思っています。だから、例えばこういう事をやるというのはどうでしょう。

**委員：**

左右で違和感ないですからね。

**会長：**

そうなんです。だから、こういった資料を通してやっていけたらいいなとも思うし、学校教育課にもお渡ししたいなと思っています。

長々としゃべってしまいましたが、他にご質問やご意見がありましたらお願いします。

ご質問ご意見がないようですので、この評価表に関して、この評価でよろしいでしょうか。

では、この評価は承認されたということでもよろしくをお願いします。

**議題（3）方針・施策決定の場における女性の参画状況等について**

**会長：**

続きまして、議題（３）方針・施策決定の場における女性の参画状況等について事務局より説明をお願いします。

**事務局：**

（議題（１）方針・施策決定の場における女性の参画状況等について説明）

**会長：**

ありがとうございました。女性議員がとても増えたので、そうすると、選挙管理委員や監査委員が議会との関連とのことなので、今後女性委員が増えていくことをちょっと期待できるかなと思います。あとは、公募がなかったということは残念ですが、やむを得ない事情があってということで、しょうがないかなと思います。何かご質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。詳しく説明していただいたので、分かりやすかったと思います。

それでは、今日用意されている議事に関しては終了となりますが、よろしいですか。これに関して話しておきたいとか、もしありましたら、先程話忘れて今話しておきたいとか。

**委員：**

何度もすみません。質問書の最後の農家の家族協定に関する事で評価Bとなっていますが、私は評価Aでいいのではないかと意見を述べさせていただきました。実は、家族協定とか農家の地位について何年か仕事上で関わってきました。何年か前にそういう業界誌にレポートを書いたことがあります。実は今回の意見書を書くにあたって、農家取材しました。2軒。いずれも親子で農業をやってみえます。1軒は露地野菜、もう1軒は親子で営農といいまして、米、麦、大豆をやっております。取材してきました。片方は家族協定を結んでいます。片方は結んでない。農家の家族協定とは、家の中でお父さんお母さんあるいは息子夫婦と、労働時間とか賃金とか休みはどうするかとか、どういうことはおまえに任ずるか職務分担とか、そういうことを決めるのです。家計の維持についても分担表に決めて、それを親子で全員署名捺印して、これからこうしようとしてやっていきます。20年30年くらい前はマスコミもよく取り上げてくれました。中日新聞、毎日新聞にもでかかど取り上げてくれましたし、安城市でも何組か家族協定で並んでいるところが農業関係の雑誌とかでに載り、推進した面もありました。今ちょっと下火で、実は、そんなことをやらなくてもいいという時代になったのではないかというのが農家の意見です。この中で私だけだと思いますが、私は農業所得を申告しています。農業もやっています。農協産直センターの役員もやっていて、市場にも持っていきます。農協の産直センター、通常、昔から100円の朝市とか言われていますが、そこでは、会員登録数でいくと女性の方が圧倒的に多いです。農協の産直センターの野菜は、女性が支えていると言っても過言ではないくらいです。お父さんが主でやっていて、お母さんが農協の産直センターへ持っていったり、市場へ持っていったり、金の管理をやって、うちのお父さんは畑にいるよ、私が仕切っているよというお母さんはたくさんみえます。実は、農家において何年か前に農業後継者に若い女性になったことがあります。その時に取材したことがあります。何であなたは農業後継者としてやっていくのですかと、弟が



いるのではないかと聞いたんです。そしたら、長女だったというのと、行くところがないから百姓になったと。お父さんに馬鹿な事いうものじゃないと怒られていましたが、娘が百姓をやりたいと言って、そのために安城農林に行って卒業して、農業をやって、実際、その女性がお婿さんもらって農業をやっています。弟は関係ないと言って出ていってしまいましたが。ようはその時、お父さん言われたことがあります、ちゃんと月給も払うし、娘には休みもある、未だに友達と遊ぶ時間もある、そういう家族の間で、娘には娘のやりたい時間がある、娘を労働力としてみていない、常日頃お父さんがある程度農業やって自分たちは裕福にやっていると。いわゆる農家だから金がない金がないとは言っていない、裕福にやっているとみていると、私も農業でいいかなと、農家に嫁に行こうかとも思ったけど、縁あって最終的にはお婿さんもらったと、このようなことがありました。家族協定結ぶと農業者年金、農家だけやっていると年金の掛け金が一部免除になったり、それから農業後継者が国からお金を借りる場合は有利になるのです。ある程度利息が下がるとかです。農協も進めているんですが、そういう風な面でいっても、今、安城市全体でみても、家計を全部親父がにぎって、嫁さんと息子夫婦に小遣いをやらないって農家はほとんどないです。かなり恵まれています。私は桜井中学校の卒業生なのですが、女性で県の職員になった方がみえまして、農業改良普及所というところで生活指導員をやっています。今、安城市、豊田市、岡崎市は、家族協定を結ばないといけないような農家は、まずないとのこと。家計的にも恵まれていますし、お父さんも理解のある人が多いから。一番厳しいのは、未だに言っていて、20年くらい前にも言っていましたが、渥美半島です。田原とか豊橋に行くと、一家の大黒柱のおばあちゃんが全財産を握るのが向こうの風土だそうです。お母さんと言わなくて、ねえさあというそうです。ねえさあがみんな握っているから、私は一度も小遣いもらえないと、ねえさあが死んだら私がやるけれど、それまではみんなねえさあということです。田原の方で女性を集めた農業関係の会合をやると、地味で古いものを着てくる。それだけお金がないからということで、厳しいとか言っていました。西三河は比較的そういうのに恵まれているから、家族協定とかそういうのを結ばなくても、家族の中で十分女性の地位は上がっていて、そういう点では、東三河はもっと西三河を見習うべきと言っていました。市民協働課から農務課へもし言われることがあったら、家族協定を結んだ件数によって男女平等のレベルが上がるとかそういうことではないかと思っているということだけ、また、お伝えください。ちょっと蛇足ですけども、農家に聞いたりして、そんなことを思っています。長くなってしまいましたが、以上です。

#### 会長：

ありがとうございました。そういうご意見もあるということで。ただ、家族協定があるから安城の農業が今こういう状態にあると思います。昔からそういう考え方があって、だから、お父さんの理解が深まってきたってというような、そういう伝統みたいなものがあるのではないかなと私なんかは思いますが。

#### 委員：

家族協定を結ぶことによって、農家の意識改革は確かにあります。契約書に詳細が書いてありますから。それを家族で話し合うってということだけでも意味があったと思います。

**会長：**

昔は、家族で話し合うってことができなかったもので、それで、この家族協定という考え方を導入したってことを聞いたことがあります。

**委員：**

今、農林水産省のなかに、就農・女性課というのがあります。女性活躍推進室というのが、全国にやれやれと言っているのですが、各県も市町村もそうですね。

**会長：**

安城市では、昔からそういうことをしてきたので、こういう現状があるという気がします。そういう意味では立派な指針になるのではないかなと思っています。

**委員：**

今でも安城にあります農業改良普及所で、生活費の調査などしていますけど、西三河、安城市・豊田市の農家は裕福です。農家は貧しく、朝から晩まで働いているイメージが強いですが、安城市の農家というのは、経済的にゆとりがあります。サラリーマン家庭よりよっぽど裕福な家庭もあります。

**会長：**

ありがとうございます。他に何か。

**事務局：**

ご意見ありがとうございます。プランでは、今は家族協定が指標になっているということで、意見の回答でもありますように、実態に即した指標を考えていかなければならないと農務課も把握しています。次期プランを作るときや、指標の見直しがあるときには、そういったご意見だとかを、また皆で議論いただくのが一番いいのかなと思います。船尾会長が言われたとおり、過去のそういった経緯で文化があったというところで、これはずっと継承していくのかなと思いますので、次回以降、考えて議論いただければと思います。以上です。

**会長：**

ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。他にありましたら。

**委員：**

LGBTについて。

LGBTというと、全然、自分たちには関係ないと思っていらっしゃる方が多いと思うのですが、血液型でいうとAB型の人くらいの割合でいます。ここにいる17人くらいいたら、自分ではないと思っていられると思うのですが、ここに1人いてもおかしくないくらいの割合で、実はそう

いう人がいます。LGBTは4つに分けるわけではなく、そのグラデーションというか、ちょっと自分もそうかなと思う人もいっぱいいます。家庭とか学校で過ごす時間が多いと思うのですが、親が子どもに、女の子だからとか男の子だからという風に、無意識に服を着せたりしてると思います。それがすごい嫌だなんて思っている小さい子がいたり、例えばトイレも、女の子だから女の子のトイレに行けばいいと、普通私たちは思うのですが、自分は男の体ではないけど、気持ちは男なのに、何で女の子のトイレに行かなければいけないのかって思っている女の子も実はいるのです。そういうことを家庭とか学校の先生とかが知って、そういう子がいてもおかしくないんだよというのが分かって、それが個性だねって認められるようになっていいなって思っています。今はLGBTの研修とか市の職員にもやっていただいたりしているのですが、そういうことをしなくても当然だよなんていう風になって欲しいなど、私は思っています。例えば体育で着替えるときに、男の子だったら普通は短パンの水着になります。でも、恥ずかしいと思う男の子もいて、そういう子はプールに入れないとか、やっぱり皆の前で着替えるのが恥ずかしいとか思ったりするとかあるみたいです。そういった人たちが、暮らしやすくなれるような、そういう人たちにこういうようにしましようとかはないのですが、いろいろな人がいるんだよということが分かっていただけるといいのかなと思っています。

#### **会長：**

そうなんです。全ての弱者というか、いろいろな方がいろいろな風に、全ての人が自分らしく、それが男女共同参画の目指している社会なんです。いろいろな人がいるけれど、全ての人が自分らしく、日陰で表に出れないとかではなくて、やはり自分らしく、そのまま自分の人生の主役になれるような生き方をするというのが、男女共同参画社会と言われるものを目指しているところであると思うので、そういう意味ではいろいろな方たちにやさしくて、いろいろなことを受け入れる寛容である、そういう精神が皆にあるといいかなと、私も思っております。

他にはよろしいですか。だいたい議論も出尽くしたようですので、これで議事を終了したいと思います。

今回、前回と2回ですが、議長として会長として支えていただいたのですが、やはり、それぞれが自分らしくて、しかも自分の人生の主人公である、幸せになるってそういう生き方をするためには、まだまだこの会も頑張らなくてはならないと思います。無理しないで、皆が自分らしく生きられる、そういう社会を目指して、これからも頑張っていきたいなと思います。今日もいろいろな意見が出て、有意義な時間が過ごせたと思います。ご協力ありがとうございました。事務局にお返しします。

#### **その他**

##### **典 礼：**

ありがとうございました。次第3その他としまして、最後に課長から今後についてのご説明をさせていただきます。

##### **事務局：**

本日は、長時間にわたり、貴重なご意見をいただきまして、また、議題につきましてご承認いただきまして、誠にありがとうございます。船尾会長におかれましては、資料までご用意いただき、分かりやすいお話しをいただきまして、ありがとうございました。

本日の資料及び議事録につきましては、公式ウェブサイトへ掲載し、公表してまいりますので、よろしく願いいたします。

また、来年3月をもちまして委員の皆様の任期が満了ということになります。今のところ、今回が今期最後の審議会となります。これまで、男女共同参画また審議会の運営にご尽力をいただきまして、心より感謝を申し上げます。今後とも、男女共同参画社会の実現を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度第1回安城市男女共同参画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

### **3 会議の承認事項**

- ・第4次男女共同参画プラン（取組No, 1、12）指標の一部修正
- ・第4次安城市男女共同参画プラン（平成30年度）進捗状況の評価

### **4 対応検討事項**

- ・取組No. 21 女性農業者への支援の充実について、家族経営協定の締結農家数を指標とすることを次期プランから検討すること